

## 生活と健康をつなぐ法律相談事業【青森県】

### ＝弁護士・司法書士による無料法律相談とこころの相談による包括的支援＝

(実施期間) 平成 22 年度～	(基金事業メニュー) 対面型相談支援事業
(実施経費) 平成 24 年度 860 千円	(実施主体) 青森県

#### 【事業の背景・必要性・目的】

自殺に至る背景には、金銭・労働・男女及び夫婦に関する法的トラブルがその原因になっていることも多い。さらに、自死遺族にあつては、遺産問題や本人死亡後の借金問題の処理等に悩んでいる状況が報告されている。

しかし、法的な問題を抱えているにも関わらず、法律相談まで結びつかない人が多いのが実情である。これらの状況を踏まえ、県民が必要時に法律相談を受けやすく、解決への第一歩を踏み出すことができるようにする。

#### 【地域の特徴・自殺者数の動向】

##### (1) 自殺死亡動向

厚生労働省の人口動態統計によると、平成 23 年の自殺者数は 356 人で、前年より 47 人減少し、14 年ぶりに 400 人を下回っている。

総人口	年齢 3 区分別人口		
	年少(0～14 歳)	生産(15～64 歳)	老年(65 歳以上)
1,349,968	163,403	818,833	362,590

(出典：青森県企画政策部作成「平成 24 年青森県の人口」より)

人口 10 万人当たりの自殺者数は、全国で 3 番目に多い状況が 7 番目に多い状況へと改善しているが、未だ高い水準で推移している。

年代別自殺死亡の年次推移をみると、とりわけ 40 歳～59 歳に大きな変動がみられている。平成 15 年にピークを形成し、平成 21 年以降は減少する傾向にある。特に男性は、全死亡に占める割合が、4 割から 3 割へと減少している。

##### (2) 地域環境等

県内は、弁護士が十分に充足されている地域とは言えない。法律相談等をめぐる県内の動きとして、平成 22 年度に、消費者信用生活協同組合八戸相談センターが、また 23 年度に青森相談センターが開設されている。また、23 年度から県弁護士会が多重債務無料法律相談を実施する等の動きが見られている。

#### 【事業目標 事業内容】

相談の流れとして、県障害福祉課で相談の申込みを受けると、その内容によって、弁護士会または司法書士会に連絡し、後日担当弁護士等から相談者に連絡が入り、具体的に面接相談日、場所を決めることになる。相談者が、適切にタイムリーな法律相談につながるよう努めている。また、必要に応じてこころの相談に対応している。

**【事業実施にあたっての運営体制】**

県障害福祉課に相談電話を設置し、こころの健康支援専門員（保健師有資格者）を非常勤で雇い上げし、電話相談に対応している。県弁護士会及び県司法書士会とは、委託契約を締結している。

**【事業の工夫点】**

- (1) 1回目の法律相談は無料としており、相談が受けやすい環境を整えている。
- (2) こころの健康支援専門員が対応することで、法律相談につなぐだけでなく、相談者の健康状態を確認し、必要に応じてこころの相談に対応している。
- (3) 相談者の了解を得て、市町村等関係機関に紹介している。
- (4) 各関係機関の相談窓口担当者の研修会を開催し、本事業の状況を周知し、連携強化を図っている。

**【事業成果、その他特筆すべき点】**

## (1) 相談の状況

## ①機関別対応状況

(件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
弁護士会	58	95	136
司法書士会	28	17	6
県障害福祉課	82	136	79
計	168	248	221

## ②相談内容

相談内容として、借金・多重債務、家族問題、遺産・相続問題の順に多くなっている。

## ③健康相談の有無と内容について

相談者の50%から60%に健康相談を実施しており、相談内容として、不眠、気分の落ち込み、食欲不振、不安感、精神疾患等がみられた。

## (2) 今後の相談に向けて

本相談事業は、法律相談とこころの相談と一緒に対応しているのが特徴と言える。近年、処遇困難な事例が多く、各関係機関と連携し、よりネットワークを強化し包括的な支援をしていく必要がある。

(問合せ先) 青森県健康福祉部障害福祉課  
 TEL:017-734-9307  
 E-mail:syofuku@pref.aomori.lg.jp  
 URL: http://www.pref.aomori.lg.jp